

福江港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成25年5月

福江港港湾管理者

長 崎 県

本計画は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成10年 2月 第28回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成10年 3月 港湾審議会第165回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成11年10月 第31回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成14年 2月 第34回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成15年 9月 第37回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成15年11月 交通政策審議会第8回港湾分科会
- ・ 平成18年 3月 第40回長崎県地方港湾審議会

の議を経た福江港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	-----	1
1. 小型船だまり計画	-----	2
2. 港湾の効率的な運営に関する事項	-----	3

変更理由

係留施設の利便性及び荷役の安全性の向上を図るため、丸木地区において小型船だまり計画を変更する。

福江港において、港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

1. 小型船だまり計画

漁船のための小型船だまり計画を次のとおり変更する。

1-1. 丸木地区

小型栈橋 2基 [既設の変更計画]

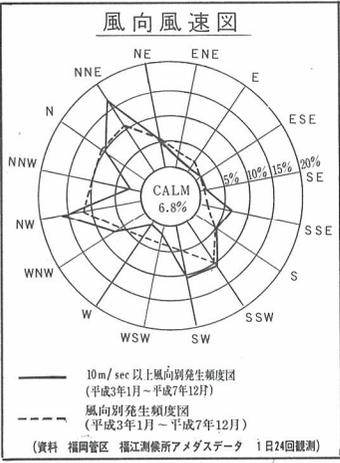
なお、これに伴い、水深3m物揚場28mを廃止する。

(既設
小型栈橋 1基)

2. 港湾の効率的な運営に関する事項

福江港において、港湾の利便性やサービスの向上等、港湾の効率化を図るため、引き続き、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

福江港港湾計画図



凡 例	
	航路・泊地 (既 設)
	外 郭 施 設 (既 定 計 画)
	公 共 岸 壁 (既 設)
	公 共 耐 震 強 化 岸 壁 (既 設)
	公 共 物 揚 場 (既 設)
	船 揚 場 (既 設)
	小 型 棧 橋 (今 回 計 画)
	小 型 棧 橋 (既 設)
	埠 頭 用 地 (既 設)
	緑 地 (既 設)
	臨 港 道 路 (既 設)
	そ の 他 の 用 地 (既 設)

第四十六回長崎県地方港湾審議会資料(平成二十五年五月)